改　　正　　後

個⑥050　［　　］の特別償却に関する明細書【裏面】

［　　］の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法〔以下「措法」といいます。〕又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）に規定する各種の特別償却の適用を受けるときに使用します。

なお、平成20年４月１日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの制度の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

１　記載要領

(1)　標題「［　　］の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法に規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条((特定設備等の特別償却))の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の２((医療用機器等の特別償却))の適用を受けるときは「医療用機器等」などのように記載します。

(2)　この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

(3)　「⑧」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)　「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5)　「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」（⑮～⑰）欄は、機械設備等を取得したヨの属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」（⑱～⑲）欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、機械設備等の取得価額（⑧の金額。ただし、平成23年12月改正前の措法第10条の２の２、措法第10条の３及び平成24年改正前の措法第11条に規定する特定の機械設備等又は一定の場合については、⑧の金額に所定の割合を乗じて計算した金額）に、特別償却率（（　％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。

(注)　平成24年４月１日から平成28年３月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき措法第11条の２第１項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第１号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第２号に掲げる業種（以下「農林漁業関連業種」といいます。）に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（（　％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑮」欄に記載します。

i　産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産　50億円×$\frac{⑧}{\text{産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$

ii　農林漁業関連業種用集積産業用資産　30億円×$\frac{⑧}{\text{農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$

なお、次の場合においては、「⑮」欄には、「⑧－⑭」の金額を記載します。

- 平成25年４月１日から平成27年３月31日までの間に取得等をした措法第10条の２の２第１項第１号イ及びハに規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等につき、措法第10条の２の２第１項の規定の適用を受ける場合
- 平成24年５月29日から平成25年３月31日までの間に取得等をした平成25年改正前の措法第10条の２の２第１項第１号イに規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等につき、平成25年改正前の措法第10条の２の２第１項の規定の適用を受ける場合
- 平成21年４月１日から平成24年３月31日までの間に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等につき、平成23年12月改正前の措法第10条の２の２第１項及び第６項の規定の適用を受ける場合
- 平成21年６月22日から平成24年３月31日までの間に取得等をした資源需給構造変化対応設備等につき、平成23年12月改正前の措法第11条の２第２項及び第３項の規定の適用を受ける場合
- 東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日〔平成23年12月26日〕から平成28年３月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、震災特例法第10条の２第１項及び第６項の規定の適用を受ける場合
- 避難等指示が解除された日から同日以後５年を経過するまでの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の２の２第１項の規定の適用を受ける場合
- 復興特区法の施行の日〔平成23年12月26日〕から平成28年３月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、震災特例法第10条の５第１項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

２　提出先

納税地を所轄する税務署長

３　根拠条文

措法第10条の２の２〔平成25年改正前の措法第10条の２の２第１項、第３項、第６項及び第７項に係るものを含む。〕、平成23年12月改正前の措法第10条の２の２〔平成21年改正前の措法第10条の２第１項及び第６項に係るものを含む。〕、措法第10条の３〔平成25年改正前の措法第10条の３第１項及び第３項に係るものを含む。〕、平成23年12月改正前の措法第10条の４(平成20年改正前の措法第10条の４第１項第６号、平成19年改正前の措法第10条の４第１項第３号、第５号及び第８号に係るものを含む。)、平成24年改正前の措法第10条の４、措法第10条の５の３、平成22年改正前の措法第10条の６〔平成21年改正前の措法第10条の６第１項に係るものを含む。〕、措法第11条〔平成24年改正前の措法第11条第１項、平成23年６月改正前の措法第11条第１項、平成20年改正前の措法第11条第１項に係るものを含む。〕、平成23年６月改正前の措法第11条の２、平成23年12月改正前の措法第11条の２、平成22年改正前の措法第11条の４（平成20年改正前の措法第11条の４第１項に係るものを含む。）、措法第11条の２〔平成23年12月改正前の措法第11条の３第１項、平成23年６月改正前の措法第11条の４第１項、平成20年改正前の措法第11条の５第１項に係るものを含む。〕、平成19年改正前の措法第11条の５、平成22年改正前の措法第11条の６、平成20年改正前の措法第11条の６、平成19年改正前の措法第11条の６、措法第11条の３(平成23年12月改正前の措法第11条の４第１項に係るものを含む。)、第12条(平成25年改正前の措法第12条第１項及び第３項、平成24年改正前の措法第12条第１項、平成19年改正前の措法第12条第１項の表中第二号を含む。)、第12条の２〔平成23年６月改正前の措法第12条の２第１項、平成19年改正前の措法第12条の２第１項第２号に係るものを含む。〕、平成23年６月改正前の措法第12条の３、平成19年改正前の措法第14条第３項、平成19年所法等改正法附則第67条、平成19年所法等改正法附則第70条、平成21年所法等改正法附則第25条、平成22年所法等改正法附則第57条、平成23年６月所法等改正法附則第31条、平成23年12月所法等改正法附則第49条、平成24年措法等改正法附則第５条、平成24年措法等改正法附則第９条、震災特例法第10条の２、第10条の２の２、第10条の５

改　　正　　前

個⑥050　［　　］の特別償却に関する明細書【裏面】

［　　］の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）に規定する各種の特別償却の適用を受けるときに使用します。

なお、平成20年４月１日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの制度の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

１　記載要領

(1)　標題「［　　］の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法に規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条(《特定設備等の特別償却》)の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第12条の２(《医療用機器等の特別償却》)の適用を受けるときは「医療用機器等」などのように記載します。

(2)　この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

(3)　「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4)　「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5)　「特別償却費」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」（⑮～⑰）欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」（⑱～⑲）欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、機械設備等の取得価額（⑥の金額。ただし、平成23年12月改正前の措法第10条の２の２、措法第10条の３及び平成24年改正前の措法第11条に規定する特定の機械設備等又は一定の場合については、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額）に、特別償却率（（　％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を記載します。

(注)　平成24年４月１日から平成26年３月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき措法第11条の２第１項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「産業集積法」といいます。）第19条第１号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産（以下「産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第２号に掲げる業種（以下「農林漁業関連業種」といいます。）に属する事業に係る集積産業用資産（以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。）の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率（（　％）内に記載します。）を乗じて計算した金額を「⑮」欄に記載します。

i　産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産　50億円×$\frac{⑥}{\text{産業集積法第19条第１号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$

ii　農林漁業関連業種用集積産業用資産　30億円×$\frac{⑥}{\text{農林漁業関連業種用集積産業用資産の取得価額の合計額}}$

なお、次の場合においては、「⑮」欄には、「⑥－⑭」の金額を記載します。

- 平成24年５月29日から平成25年３月31日までの間に取得等をした措法第10条の２の２第１項１号イに規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等につき、措法第10条の２の２第１項の規定の適用を受ける場合
- 平成21年４月１日から平成24年３月31日までの間に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等につき、平成23年12月改正前の措法第10条の２の２第１項及び第６項の規定の適用を受ける場合
- 平成21年６月22日から平成24年３月31日までの間に取得等をした資源需給構造変化対応設備等につき、平成23年12月改正前の措法第11条の２第２項及び第３項の規定の適用を受ける場合
- 東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行の日（平成23年12月26日）から平成26年３月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、震災特例法第10条の２第１項及び第６項の規定の適用を受ける場合
- 避難等指示が解除された日から同日以後５年を経過するまでの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の２の２第１項の規定の適用を受ける場合
- 復興特区法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年３月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、震災特例法第10条の５第１項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

２　提出先

納税地を所轄する税務署長

３　根拠条文

措法第10条の２の２、平成23年12月改正前の措法第10条の２の２（平成21年改正前の措法第10条の２第１項及び第６項に係るものを含む。）、措法第10条の３、平成23年12月改正前の措法第10条の４(平成20年改正前の措法第10条の４第１項第６号、平成19年改正前の措法第10条の４第１項第３号、第５号及び第８号に係るものを含む。)、平成24年改正前の措法第10条の４、平成22年改正前の措法第10条の６（平成21年改正前の措法第10条の６第１項に係るものを含む。）、措法第11条（平成24年改正前の措法第11条第１項、平成23年６月改正前の措法第11条第１項、平成20年改正前の措法第11条第１項に係るものを含む。）、平成23年６月改正前の措法第11条の２、平成23年12月改正前の措法第11条の２、平成22年改正前の措法第11条の４（平成20年改正前の措法第11条の４第１項に係るものを含む。）、措法第11条の２（平成23年12月改正前の措法第11条の３第１項、平成23年６月改正前の措法第11条の４第１項、平成20年改正前の措法第11条の５第１項に係るものを含む。）、平成19年改正前の措法第11条の５、平成22年改正前の措法第11条の６、平成20年改正前の措法第11条の６、平成19年改正前の措法第11条の６、措法第11条の３(平成23年12月改正前の措法第11条の４第１項に係るものを含む。)、第12条(平成24年改正前の措法第12条第１項、平成19年改正前の措法第12条第１項の表中第二号を含む。)、第12条の２（平成23年６月改正前の措法第12条の２第１項、平成19年改正前の措法第12条の２第１項第２号に係るものを含む。）、平成23年６月改正前の措法第12条の３、平成19年改正前の措法第14条第３項、平成19年所法等改正法附則第67条、平成19年所法等改正法附則第70条、平成21年所法等改正法附則第25条、平成22年所法等改正法附則第57条、平成23年６月所法等改正法附則第31条、平成23年12月所法等改正法附則第49条、平成24年措法等改正法附則第５条、平成24年措法等改正法附則第９条、震災特例法第10条の２、震災特例法第10条の２の２、震災特例法第10条の５